

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	固定資産税課

契約業者名・住所	株式会社ダイショウ・東京都中央区八丁堀2丁目21番2号
工事等の名称	令和8年度 課税連携システム使用契約
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	登記電子データを固定資産税システムへ連携させるシステムの使用契約
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	6,600,000円
工事等の概要	登記電子データを固定資産税システムへ連携させるシステムの使用契約
随意契約の理由	<p>課税連携システムは、法務局から受領する登記済通知データを翌年度課税に向けた異動データとして固定資産税システムへ送り出す機能を有するシステムであり、課税事務の効率化を図り、今まで以上に適正な課税を行うことを可能とするものであります。</p> <p>本市が見据える適正な課税を行うことを可能とするためには、法務局から受領する電子媒体の登記済通知書を固定資産税システムへの異動データとして送り出せるよう利活用し、更新処理を行う「登記課税連携」が必須であり、実施までには下記3段階の手順を要するものと考えております。</p> <p>まず、第一段階として、法務局から提供を受ける登記電子データの全件データ及び日々の差分データを取込み、登記簿を取得せずとも登記情報（甲区）を確認することを可能とする登記履歴管理</p>

システムの構築段階。次に第二段階として、登記履歴管理システムにおいて、登記電子データと固定資産税システムの課税データのそれぞれに共通番号を付設することにより二つのデータを紐付けるデータ整備段階。最後に第三段階として、法務局の日々の差分データを固定資産税の翌年度課税に向けての異動データとして固定資産税システムへ送り出す機能を持つ課税連携システムの構築段階であります。

株式会社ダイショウにおいては、「登記課税連携」の第一段階から第三段階までを一連のパッケージとして業務展開している業者であり、本市において令和元年度に第一段階である登記履歴管理システム構築業務委託にて構築を行い、令和3年度には、第三段階である法務局から受領する登記済通知データを翌年度課税に向けた異動データとして固定資産税システムへ送り出す機能を持つ課税連携システムを構築し、以降は本格稼働を担っている等、全ての段階を手掛けている業者であります。令和8年度においても課税連携システムを継続して使用する必要があることから、本件使用契約の相手方として最も適した業者となります。

従って、本件使用契約の性質及び目的が、競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、株式会社ダイショウを相手方として随意契約することが、適法かつ妥当であると思料します。また、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、1者のみから見積書を徴するものです。